【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法(その2)

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

*ドイツは 2020 年 5 月に、イベントキャンセル、医療・介護支援、開発計画の遅延、社会保護、育休手当、競争法等商工分野、学術研究等に関するコロナ危機対策の立法を行った。

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に対する立法

ドイツにおいて、コロナ危機に対する国境閉鎖や接触制限等は、2020年5月に入って徐々に緩和され始めたものの、依然として継続している。同年3月の多くの立法¹に続き、同年5月15日に、次のとおり新たな法律が多数成立した。①イベントキャンセルや娯楽施設のチケットバウチャー(引換券)発行に関する法律、②医療・介護支援に関する住民保護第2次法、③開発計画等における市民参加保証のための計画保証法、④社会保護パッケージII、⑤親手当に関する法律、⑥競争法等におけるコロナ影響緩和法、⑦学術研究学生支援法、⑧連邦職員代表法等第2次改正法等である。いずれも連立与党会派(CDU/CSU及びSPD)議員の提案によるもので、連邦参議院はそのほとんどについて3月同様、3週間の審議期間を放棄し、成立を急いだ。

2 イベント契約法等における COVID-19 パンデミックの影響を緩和する法律

イベントキャンセルや娯楽施設閉鎖時には、前売りのチケットの払戻しを主催者・運営者に要求することができるが、コロナ危機の中、新しい収入を得られない多くの事業者は流動資金の流出による倒産の危機にさらされる。このため、払戻しの代わりに、事業者が新たなイベントのチケット等の引換券を発行できるようにする法律²が、2020年5月19日に公布され、翌20日に施行された。同法により、同年3月8日より前に販売したチケットの引換券発行が可能になった。ただし、購入者の個人的事情により引換券受取りが合理的でない場合や、2021年12月31日までに引換券を使えなかった場合には、払戻しを行わなければならないと規定される。

3 全国規模の流行状況において住民を保護する第2次法

医療・介護に関連する対策のため、住民保護第2次法³が5月22日に公布され、主要部分は公布翌日の5月23日に施行された。同法は全21条から成る条項法⁴で、19の法律(感染症予防法、病院財政法、病院救済法、社会法典第5編、同第11編、家族介護時間法、介護時間法、保険契約法、作業療法士法その他各種医療専門職に関する法律等)を改正する。

主な内容は、以下のとおりである。**①予防的検査。**無症状者へのウイルス検査・抗体検査を、 医療保険による費用負担で行う。特に高齢者介護施設で多数実施される予定である。保健当局

_

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-7. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11488104 po 02830202.pdf?contentNo=1>

² Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Veranstaltungsvertragsrecht und im Recht der Europäischen Gesellschaft (SE) und der Europäischen Genossenschaft (SCE) vom 15.05.2020 (BGBl. I S. 948). 同法は全 3 条の条項法。

³ Zweites Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 19. Mai 2020 (BGBl. I S. 1018)

⁴ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

も、医療保険を通じて費用を請求することができる。②介護ボーナス。高齢者介護に従事する介護職に、2020年に最高1,000ユーロ⁵の一時金(コロナボーナス)を支給する。さらに、州及び介護事業主は、税及び社会保険料が課されないボーナスを最高1,500ユーロまで増額することができる。③緊急介護。要介護者の家族を支援するため、長期介護手当受給を容易にする。例えば、介護者不足や通所サービス停止により、緊急に仕事を休んで介護する家族は、2020年9月30日まで、最長20日間の休業手当を請求することができる。④公衆衛生サービス支援。公衆衛生サービス支援のデジタル化促進のため、約5000万ユーロを保健所375か所に支出する。また、ロベルト・コッホ研究所でに、公衆衛生サービスの窓口を常設する。⑤検査結果の通知義務。陰性の検査結果も、保健所への報告義務が課される。感染拡大監視を強化するため、感染場所に関する情報は匿名化してロベルト・コッホ研究所に送信する。⑥民間医療保険被保険者の料金表変更。民間保険の被保険者が一時的に支援を必要として、法定医療保険と同等の基本料金表に変更しても、改めて健康診査を受けることなく従前の料金表に戻すことができる。⑦欧州連帯。ドイツでは、母国の病院の収容能力不足で治療を受けられない他のヨーロッパ諸国の患者を受け入れて集中治療を行っており、その費用を連邦が負担する。

4 COVID-19 パンデミック中に適切な計画及び承認の手続を保証する法律(計画保証法)

ドイツでは、開発計画の立案承認手続において、景観・環境保全の観点から市民の公共参加が必須となっており、外出禁止・接触禁止による計画遂行の支障や遅延のおそれが指摘されていた。このため、公共参加の手続をデジタル技術によって進められるようにする計画保証法⁷が、2020年5月28日に公布され、翌29日に施行された。同法は、23の法律(環境適合性審査法、連邦排出物規制法、循環経済法、建設法典等)の手続について規定し、①インターネット上での文書等の情報公開、②公共参加(討議期日、口頭弁論及び提案会議)のためのオンライン協議手段の導入、③参加者の同意を得た上での代替策としての電話会議・テレビ会議の開催を可能とするものである。同法は時限立法であり、主な部分は2021年3月31日終了時に廃止され、残りは2025年3月31日終了時に廃止される。連邦議会の主務委員会である内務国土委員会は、同法による例外的手段が平時においても適切に活用できるかどうかを連邦政府に調査するよう要請し、バリアフリー参加の更なる改善についての検討が行われることとなった。

5 コロナパンデミックに対処するための社会的措置に関する法律(社会保護パッケージII)

労働市場への影響緩和のため、各種手当の改善や労働裁判所及び社会裁判所等の機能維持を目的とした社会保護パッケージII⁸が 2020 年 5 月 28 日に公布され、主要部分が翌 29 日に施行された。同法は、全 20 条から成る条項法で、16 の法律(社会法典第 3 編等、労働裁判所法、社会裁判所法、社会サービス事業者投入法、庇護申請者給付法、労働協約法、最低賃金法、家内労働法、連邦戦争犠牲者援護法、連邦児童手当法、農業従事者老齢保障)を改正する。

^{5 1} ユーロは、約 117.7 円 (令和 2 年 6 月分報告省令レート) である。

⁶ ロベルト・コッホ研究所 (Robert Koch Institute: RKI) は、連邦保健省の所管分野において、疫学調査・予防及び 生物医学研究を任務とする連邦機関である。RKI website https://www.rki.de/DE/Content/Institut/institut node.html>

⁷ Gesetz zur Sicherstellung ordnungsgemäßer Planungs- und Genehmigungsverfahren während der COVID-19-Pandemie (Planungssicherstellungsgesetz - PlanSiG) vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1041) https://www.gesetze-im-internet.de/planusig/ 同法は、全7条から成る。

⁸ Gesetz zu sozialen Maßnahmen zur Bekämpfung der Corona-Pandemie (Sozialschutz-Paket II) v. 20. Mai 2020(BGBl. I S. 1055)

主な内容は、次のとおりである。①操業短縮手当の増額。50%以上労働時間を短縮して操業 短縮手当を受給している者には、受給4か月目から更に10%上乗せし、従前手取りの70%(子 のいる者は77%)の操業短縮手当を支給する。その後、7か月目からは、80%(子のいる者は 87%)に引き上げられ、この措置は2020年末まで適用される。②追加収入の機会拡大。操業短 縮手当受給中の短時間労働者は、3月にシステム関連職に限り追加収入の稼得が認められたが、 職種の制限が撤廃され、2020年5月1日から、全ての職業で以前の月収と同額まで追加収入を 稼得することが許された(2020年末までの措置)。③失業手当の延長。失業手当の受給資格が 2020年5月1日から12月31日までに満了する失業者には、3か月の延長が認められる。④法 延審問へのテレビ審問等の導入。全国的な感染拡大により法廷への出廷が困難な場合、労働裁 判所及び社会裁判所の手続として、テレビ審問・電話審問が認められる。⑤温かい昼食の提供 継続。教育支援の一環として困窮家庭児童へ無料で提供されている昼食が、保育所や学校の閉 鎖中にも維持される。障害者作業所で働く障害者についても同様である。

6 COVID-19 パンデミックを契機とする親手当における措置のための法律

緊急に必要性が高まっている専門職(看護介護職、医師、警察官など)は労働量や労働時間を自分で決定できなくなっている一方で、操業停止や短時間労働を強いられる職種もあり、育児休業・短時間勤務と現金給付の制度(親時間と親手当)に関して、いずれも不利益を被りかねない状況となっている。そのような不当な状況を回避し、パンデミック期間とその後の家族の経済的安定を確保するため、親手当における措置のための法律が2020年5月28日に公布された。主要部分は3月1日に遡って施行され、2020年12月31日まで次の時限的な措置が行われる。①親手当受給月の延長。システム関連業に従事する親が、親手当を2020年内に受給できなかった場合、期限(子が14か月になるまで)を延長し、2021年6月30日までに受給を開始することができる。②パートナーシップボーナス受給条件の緩和。パートナーシップボーナスである労働時間(週25~30時間)を両親が維持できない場合でも、ボーナスの請求権を失わない。③所得減少時の額の算定時の除外。親手当の額の算定基準は、通常、出生前の12か月の平均手取額であるが、コロナ危機により一時的に収入が減った月は算定に加えない。

7 競争法及び商工業自治組織の分野における COVID-19 影響緩和法

連邦カルテル庁の業務継続等を目的とする法律¹¹が、2020年5月28日に公布され、翌29日に施行された。①連邦カルテル庁が調査を完遂できるよう、合併規制審査期間を1回に限り延長する。②カルテル関連の罰金について、延納又は分納における利息支払義務を停止する。③手工業組織及び商工会議所の機能維持のため、暫定措置として、会員不在の総会開催を可能にし、電子通信手段での会員権の執行又は事前の書面での意見提出を認める。

⁹ Gesetz für Maßnahmen im Elterngeld aus Anlass der COVID-19-Pandemie vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1061). 全3条から成る条項法。連邦親手当・親時間法及び母性保護・親時間規則を改正し、施行日を規定する。

¹⁰ パートナーシップボーナス (Partnerschaftbonus) とは、両親が同時に 4 か月以上短時間勤務を行いながら手当を受給する場合に、両親それぞれに 4 か月分の「親手当プラス」を追加で支給する制度。濱野恵「男性の育児休業の取得促進に関する施策の国際比較:日・米・英・独・仏・スウェーデン・ノルウェー(資料)」『レファレンス』 8 00 号、2017.9、p.110. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 10954501_po_080007.pdf?contentNo=1>

¹¹ Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Wettbewerbsrecht und für den Bereich der Selbstverwaltungsorganisationen der gewerblichen Wirtschaft vom 25. Mai 2020 (BGBl. I S. 1067). 全4条の条項法。

8 COVID-19 パンデミックを根拠として学術研究及び学生を支援する法律(学術学生支援法)

高等教育機関等において有期契約されている資格取得段階の研究者が、パンデミックによって計画を中断せずに、博士号等の取得や専門的研究を継続できるよう支援する法律¹²が、2020年5月28日に公布され、同年3月1日に遡って施行された。同法の内容は、次のとおりである。**①有期契約の延長。**学術研究・芸術部門において、資格取得段階での有期契約関係¹³が2020年3月1日から同年9月30日までの間に存在する場合、最長6か月間延長できる。**②連邦奨学金受給者のパンデミック対応協力へのインセンティブ。**コロナ対策関連で引き受けた専門的な活動等による一時的な収入増は、連邦奨学金(BAföG)¹⁴の収入算定において免除する。

9 新型コロナウイルス感染拡大に関連する規定を持つ他の法律

その他、2020年5月28日に公布された関連する法律は、次のとおりである。

連邦職員代表法等第 2 次改正法¹⁵は、連邦公務員の利益確保のための職員協議会の機能維持等を目的とするもので、テレビ会議・電話会議による職員代表者の決議等を可能とする。

職業教育訓練改善のための法律¹⁶には、次のとおり、操業短縮手当支給の延長に関する規定と民間企業従業員の経営参加の機能維持に関する規定が盛り込まれ、これらは 2020 年 3 月 1 日に遡って施行された。①連邦政府に、操業短縮手当支給を 12 か月から 24 か月に延長する法規命令を発出する権限を、2021 年末まで付与する(命令授権)。②2020 年 12 月 31 日まで、労使協議のための事業所委員会は、電話会議・テレビ会議で決定を下すことができる。

2017年再生可能エネルギー法等を改正する法律¹⁷においては、①事業者が負担減免措置¹⁸を申請するための証明書等の提出期限が2020年6月30日から11月30日に延期され、②再生可能エネルギー発電施設の完成遅れによるプラント事業者の違約金支払・補助金受給権喪失等に関して、実施期限及び罰則期限が6か月延長される。

¹² Gesetz zur Unterstützung von Wissenschaft und Studierenden aufgrund der COVID-19-Pandemie (Wissenschafts- und Studierendenunterstützungsgesetz) vom 25. Mai 2020 (BGBl. I S. 1073). 全3条の条項法。

¹³ ドイツでは、学問有期契約法(Gesetz über befristete Arbeitsverträge in der Wissenschaft (Wissenschaftszeitvertragsgesetz - WissZeitVG) vom 12. April 2007 (BGBl. I S. 506) https://www.gesetze-im-internet.de/wisszeitvg/BJNR050610007.html) に基づき、大学や公的機関の研究者に対し有期雇用のルールが適用される。大学では教授以外の教員は原則として有期雇用とされ、研究者との有期契約は、博士号取得前6年に取得後6年(医学生は9年)を加えた計12年(医学生は15年)と規定される。ただし、その間に育児休暇をとる場合、父母共に子供1人当たり2年の延長が更に認められる。みずほ情報総研株式会社『平成24年度科学技術戦略推進委託「海外の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態に関する調査」報告書』(平成24年度内閣府委託事業)2013, pp.121-122. https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20130411.html>

¹⁴ 連邦教育促進法 (Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung (Bundesausbildungsförderungsgesetz - B AföG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1952; 2012 I S. 197) https://www.gesetze-im-internet.de/bafg/BJNR014090971.html) による奨学金。

¹⁵ Zweites Gesetz zur Änderung des Bundespersonalvertretungsgesetzes und weiterer dienstrechtlicher Vorschriften aus Anlass der COVID-19-Pandemie 25. Mai 2020 (BGBl. I S. 1063). 全9条の条項法で、連邦職員代表法 (BGBl. I 1 974 S. 693) の改正については、2021 年 3 月 31 日までの暫定措置。

¹⁶ Gesetz zur Förderung der beruflichen Weiterbildung im Strukturwandel und zur Weiterentwicklung der Ausbildungsförderung vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1044). 全9条の条項法。通常、会計年度終了後6か月以内開催が義務付けられている欧州企業及び欧州協同組合の総会を、2020年内までの開催(最長でも12か月以内)へ延期できることとしたEU規則の実施も盛り込まれた(Council Regulation (EU) 2020/699 of 25 May 2020 on temporary measures concerning the general meetings of European companies (SEs) and of European Cooperative Societies (SCEs), OJ L 165, 27.5.2020, pp.25–26. http://data.europa.eu/eli/reg/2020/699/oj)。

¹⁷ Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes 2017 und weiterer energierechtlicher Bestimmungen vom 25. Mai 2020 (BGBl. I S. 1070). 全6条の条項法。公布翌日(2020年5月29日)施行。

¹⁸ 特別調整規則 (besondere Ausgleichsregelung) による EEG 賦課金負担減免措置を請求するためのもの。